成

三十年七月十一

福岡県知事

小

Ш

洋

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、

岡県災害救助法施行細則の

一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

ここに再掲する。

福岡県公告式条例

(昭和)

五年福岡県条例第四十六号)

○災害救

助法施行細

0)

部を改正する規則

福祉総務課

再

掲

再

掲 則

目

次

第 成 깯 1 年 T 七 + 月 + 깯 号 日

増

刊 (1)

及び博多区 筑紫野市福岡市の中央区、南区 市 大野城市 春 東日 区 那

二三、八〇〇円」に、 を「一一、二〇〇円」に改め、 を 別表第一 に、 を 五〇〇円」に、 七〇〇円」 四〇〇円」 同表三の項(1)ウ中 四二、 一〇〇円」を「一三五、 「一六八、一〇〇円」を「一六八、九〇〇円」 五四、 _ の _ を「二七、 匹、 〇〇円 一の項 000円」に、 に、 を 七〇〇円」を 九〇〇円」を (1) 「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、 一〇〇円」に改め、 イ中 三四、 に、 五 同表十の項(3)中「二一〇、 六〇〇円」に、 七〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、 九〇〇円」を「三五、 一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、 四〇〇円」に改める 同項(3)イの表中「一二、一〇〇円」 五二、 _ 五. 「五五、二〇〇円」 六、 四〇〇円」 四、八〇〇円」に、 九〇〇円」 同表七の項(2)中 000円」 五〇〇円」に、 三九、 を 「二一、 二〇〇円」を「二一一、三〇〇 に、 を 一〇〇円」に、 を「五三、二〇〇円」 五〇〇円」 に改め、 五 「六四、 「五七四、 一八、 「二三、七〇〇円」 五〇〇円」 同表十三の項(2)中 を を「一二、二〇〇 「一一、一〇〇円 六〇〇 二〇〇円」 000円」 「三九、 四四 に、 000 同表四 円 二七、 七() 八〇〇 핅 を

め を 中 三〇〇円_ 別表第三の一の項(1)ア中 別表第三の次に次の一表を加える。 一七、 一七、 「及び歯科衛生士」 五、〇〇〇円」に改め、 同項(1)キ中「一九、 を「二一、 五〇〇円」 九〇〇円」 ー を 「、 を「一六、 に改め、 五〇〇円_ 八〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、 同項(1)カ中「二〇、 歯科衛生士、 同項(1)ウ中 三()()円) に改める 六〇〇円」を「二四、 保健師及び助産師」 に改め、 「保健師、 八〇〇円」を「二二、 助産師、 同項(1)エ中 0 に、 Ŏ 円 し 看護師」 同項(1)ク中「二〇) 瓦 に改 〇〇〇円 弋 を 一〇〇円」 「看護師」 八〇〇円 同 項 (1)

第三条において準用する同 部を次のように 三五、 Ξ 改め、 六四、 円 〇〇〇円 (3)アの表中「一八、四〇〇円」を「一八、 門に、 五八四、〇〇〇円」に改め、

第二十二条及び第 一十三条を次のように改める。

第二十二条 削除 火曜日

改正する

福岡県災害救助法施行細則

昭

和四

十年福岡県規則第四十四号)

0)

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福

岡

]県規則第三十四号

(救助事務費)

二十三条 事務費」 法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用)として支出できる範囲及び限度額等は、 別表第四のとおりとす 以 下 救

る。

班の項管轄区域の欄を次のように改める

別表第四

一十三条関係

別表第

筑紫救助

毎週火金曜日 定期発行日

}

委託費

限度額等

以内とする 以外の費用の額の合算額に、次の表の 庫負担対象年度に支出した救助事務費 災害の当該合算した額の合計額が、国 度の歳出に区分される額を合算し、各 定める会計年度所属区分により当該年 対象年度」という。)における各災害 国庫負担を行う年度(以下「国庫負担 できる費用は、法第二十一条に定める に定める割合を乗じて得た額の合計額 上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄 十二年政令第十六号)第百四十三条に について、地方自治法施行令(昭和二 に係る上欄イからトまでに掲げる費用 各年度において、救助事務費に支出

五億円を超える部分	以下の部分三億円を超え五億円	以下の部分二億円を超え三億円	以下の部分一億円を超え二億円	円以下の部分六千万円を超え一億	万円以下の部分三千万円を超え六千	三千万円以下の部分	算額の区分 対外の費用の額の合 関庫負担対象年度に
百分の四	百分の五	百分の六	百分の七	百分の八	百分の九	百分の十	割合

の額、政令第八条第二項に定めるとこ二項に規定する損失補償に要した費用 別表第三に規定する実費弁償のため支 救助の実施のために支出した費用及び 出した費用を合算した額、法第九条第 費用の額」とは、別表第二に規定する 前号に規定する「救助事務費以外の

平成30年7月24日 火曜日

則 た費用の額(救助事務費の額を除く。 に規定する求償に対する支払いに要し の合計額をいう。

十九条に規定する委託費用の補償に要金の支給基礎額を合算した額、法第ろにより算定した法第十二条の扶助

した費用の額並びに法第二十条第一項

成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第一筑紫救助班の項管轄区域の欄の改正 この規則は、 附 公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平

規定は、平成三十年十月一日から施行する。